

福岡県公報

平成23年3月4日
第 3 2 2 6 号

目 次

告 示 (第393号 - 第402号)

家畜伝染病の発生	(畜産課)	1
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	2
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	5
公 告			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(財政課)	6
都市公園の区域の変更	(公園街路課)	6
落札者等の公示	(システム管理課)	6
平成23年二級建築士及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)	7
公安委員会			
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	8
収用委員会			
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	10
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	10
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	11

土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課)12
 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課)13

告 示

福岡県告示第393号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項規定により次のように公示する。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生日月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	朝倉市	23・2・16

福岡県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
大野介123	喜多村クリニック	大野城市錦町4丁目3-8	23・1・1	居管・予居管
田介175	藤下医院	田川市大字奈良1587-92	23・1・1	訪看・訪り・ 通り・居管・ 予訪看・予訪 り・予通り・ 予居管

粕介歯3	かとう歯科医院	糟屋郡粕屋町大字酒殿812-1	22・5・1	居管・予居管
京介歯96	あま歯科医院	京都郡苅田町神田町1丁目17-13	23・1・12	居管・予居管
行介歯78	仲西歯科医院	行橋市中央3丁目4-7	23・1・1	居管・予居管
大介薬166	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎乙屋敷2776-2	23・2・1	居管・予居管
筑居39	デイサービス和顔施	筑後市大字富久833-1	23・2・1	通介・予通介
中支19	あすなろ中間ケアプランセンター	中間市中尾1丁目1-25	23・1・6	居支
中居59	あすなろ中間ヘルパーステーション	中間市中尾1丁目1-25	23・1・6	訪介・予訪介
筑紫居53	ホームヘルプサービスひかり	筑紫野市大字西小田35	22・12・1	訪介・予訪介
幸居51	パナソニックエイジフリー介護チェーン福岡筑紫野	太宰府市朱雀6丁目1-20	23・1・1	福用・福販・予福用・予福販
糸島地居51	ライオンサポート	糸島市曾根407-3	22・7・1	訪介・予訪介
糸島地支19	ケアプランセンターふる里	糸島市二丈深江2359-2	22・12・1	居支
古居44	デイサービス安心	古賀市花見南2丁目11-1	23・2・1	通介・予通介
田川支8	さん愛ケアプランサービス	田川郡香春町大字香春1660-1	21・5・1	居支
糸島地居52	グループホームふる里	糸島市二丈深江2359-2-2	22・12・1	認共・予認共
糸島地居49	介護老人保健施設ふる里	糸島市二丈深江2359-2	22・12・1	通り・短療・老保・予通り・予短療

福岡県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条

の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介15	川崎内科医院	糟屋郡新宮町大字下府字古川1621-23	糟屋郡新宮町美咲2丁目8-7	16・11・20
粕介4	社会保険仲原病院	糟屋郡志免町大字御手洗6	糟屋郡志免町別府北2丁目12-1	22・10・30
田居156	ひな訪問看護ステーション	田川市春日町13-29	田川市寿町1-9	22・11・1
飯居104	デイサービスセンターみらい	飯塚市伊岐須661-10	飯塚市津島127-3	23・1・1
朝倉居29	特別養護老人ホームいしずえ荘	朝倉市入地2262-1	朝倉市三奈木2466-1	23・1・10
朝倉居31	短期入所生活介護いしずえ荘	朝倉市入地2262-1	朝倉市三奈木2466-1	23・1・10

福岡県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野介療4	医療法人喜和会喜多村クリニック	大野城市錦町4丁目3番8号	21・3・31
糸島地介15	森内科神経内科医院	糸島市高田2丁目21-22	22・12・31
柳介88	吉田医院	柳川市三橋町今古賀172-4	22・12・31
田介157	藤下医院	田川市大字奈良字女夫石1587番92	22・12・31
京介84	白石皮膚科医院	京都郡苅田町神田町2丁目25-15	23・1・11
行介歯16	城戸歯科医院	行橋市中央2丁目10-11	23・1・11
北介訪12	社会保険仲原病院 訪問看護ステーション	糟屋郡志免町大字御手洗6	15・8・1
宰居19	パナソニックエイジフリー介護チェーン福岡筑紫野	太宰府市朱雀6丁目1-20	22・12・31
北居3	社会福祉法人宇美町社会福祉協議会デイサービスセンター	糟屋郡宇美町貴船2丁目28-1 宇美町健康福祉センターハピネス1階	23・1・31

福岡県告示第397号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

春日1丁目	春日市春日1丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春日2丁目	春日市春日2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春日3丁目	春日市春日3丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
塚原台3丁目	春日市塚原台3丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下白水4丁目	春日市下白水4丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上白水8丁目	春日市上白水8丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上白水(b)-3	春日市上白水（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上白水(b)-4	春日市上白水（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上白水(a)	春日市上白水（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
昇町8丁目	春日市昇町8丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
紅葉ヶ丘東4丁目-1	春日市紅葉ヶ丘東4丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
紅葉ヶ丘東4丁目-2	春日市紅葉ヶ丘東4丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から12までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、那珂県土整備事務所及び春日市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第398号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
春日1丁目	春日市春日1丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
春日2丁目	春日市春日2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
下白水4丁目	春日市下白水4丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
上白水8丁目	春日市上白水8丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
上白水(b)-3	春日市上白水（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
上白水(a)	春日市上白水（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
紅葉ヶ丘東4丁目-1	春日市紅葉ヶ丘東4丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
紅葉ヶ丘東4丁目-2	春日市紅葉ヶ丘東4丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から8までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、那珂県土整備事務所及び春日市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年3月福

岡県告示第480号福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道（福岡市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 施工者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道

3 事業施行期間

昭和5年4月1日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成22年福岡県告示第480号の事業地に、次の区域を加える。

福岡市東区大字奈多、雁の巣二丁目、唐原七丁目、下原二丁目、下原五丁目、大字香椎、香椎照葉五丁目、みなと香椎三丁目、蒲田一丁目、蒲田二丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目及び蒲田五丁目の各一部

福岡市早良区大字西及び大字石釜の各一部

福岡市西区大字羽根戸、大字飯盛、大字吉武及び大字金武の各一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第400号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成23年 2 月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人 TOYMHROT (タイムヒロト)
- (2) 代表者の氏名
寺尾 美智子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区警固 1 丁目 6 番41 - 102号

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、国民に対して、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を通して、コミュニケーション能力を支援する事に関する事業を行い、国民の働く事への意欲、雇用機会の拡充と地域活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第401号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年 3 月 4 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成23年 2 月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人ケアマネット21
- (2) 代表者の氏名
白木 裕子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区高峰町 3 番 3 号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護・医療・福祉等の業務に従事する者に対して、相互交流の促進を図りながらケアマネジメント（生活の中の課題解決に向けたプロセスとシステム）に関する知識・技術の向上を図るとともに、市民に対して広く介護保険やケアマネジメント等に関する啓発を行うことにより、広く市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第402号

隈上土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年 3 月 4 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
佐々木 正 徳	うきは市浮羽町東隈上570番地 5
佐々木 恵	" " 西隈上608番地 1
高 橋 敏 則	" " 古川167番地 2
西 功	" " " 206番地 3
平 尾 義 孝	" " 西隈上354番地
竹 下 春 義	" " 東隈上267番地 1
江 藤 敬 規	" " " 462番地 5
物 部 義 則	" " 西隈上190番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
星 野 芳 巳	うきは市浮羽町西隈上662番地
高 木 繁 則	" " " 352番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所

佐々木 正 徳	うきは市浮羽町東隈上570番地 5
出利葉 善 市	" " 西隈上659番地 3
佐々木 準 藏	" " " 609番地 2
西 健 介	" " 古川204番地13
平 尾 義 孝	" " 西隈上354番地
竹 下 春 義	" " 東隈上267番地 1
江 藤 敬 規	" " " 462番地 5
物 部 義 則	" " 西隈上190番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
石 井 重 敏	うきは市浮羽町高見1914番地
高 木 繁 則	" " 西隈上352番地 2

公 告

公告

福岡県補助金等交付規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成23年2月22日から平成23年3月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県総務部財政課に備え置きます。

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条

例第12号）第16条の規定により公告する。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

筑後広域公園

2 位置

筑後市大字津島地内

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 供用開始の期日

平成23年3月11日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年3月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

電子調達システム用機器等の賃貸借一式 72ヶ月

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成22年10月4日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日本電子計算機株式会社

(2) 住所

東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

324,702,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成22年 9 月 1 日

公告

平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成23年 3 月 4 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

二級建築士試験にあつては平成23年 7 月 2 日現在、木造建築士試験にあつては平成23年 7 月23日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正 7 年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を 3 年以上有する者
- (3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年 1 月福岡県告示第169号）により受験資格を認められた者
- (4) 建築実務の経験を 7 年以上有する者

2 試験

(1) 方法

ア 試験は、学科及び建築設計製図について、筆記試験により行う。

イ 建築設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成21年及び平成22年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。

ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成23年 7 月 3 日（日曜日） 午前10時～午後 5 時10分	福岡市東区松香台 2 - 3 - 1 九州産業大学
設計製図の試験	平成23年 9 月11日（日曜日） 午前11時30分～午後 4 時	福岡市東区香住ヶ丘 1 - 1 - 1 福岡女子大学

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成23年 7 月24日（日曜日） 午前10時～午後 5 時10分	福岡市早良区西新 3 - 12 - 14 西南学院大学
設計製図の試験	平成23年10月 9 日（日曜日） 午前11時30分～午後 4 時	福岡市東区松香台 2 - 3 - 1 九州産業大学

3 受験の申込手続

(1) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、県の県土整備事務所建築指導課、社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅東 3 - 14 - 18）において配布する。

イ 受験申込書は、工の受付場所に直接提出すること。

ウ 受験手数料は、財団法人建築技術教育普及センター指定の振替用紙により郵便

局に払い込んで納付し、その際発行される払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間	受付場所
平成23年4月11日(月曜日)～ 同月15日(金曜日)	午前10時～ 午後4時	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所301会議室・302会議室

(2) インターネットによる受験申込み

ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

イ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間
平成23年4月1日(金曜日)～同月7日(木曜日)	受付開始日の午前10時～ 受付最終日の午後4時

ウ 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.jp/>) において必要な事項を入力し申し込むこと。

エ 受験手数料は、財団法人建築技術教育普及センターが指定するクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は平成23年8月23日(火曜日)頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月6日(火曜日)頃、最終合格者の氏名は同年12月1日(木曜日)頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、財団法人建築技術教育普及センター九州支部(福岡市博多区博多駅前2-9-1)及び社団法人福岡県建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.jp/>) に

掲載して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、福岡県建築都市部建築指導課(電話092-643-3721)若しくは財団法人建築技術教育普及センター九州支部(電話092-471-6310)又は社団法人福岡県建築士会(電話092-441-1867)に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第47号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

平成23年3月4日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成23年6月7日(火)	午前9時から午後 6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成23年6月8日(水)		

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行

わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成23年5月16日（月）から同年5月18日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

- ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合
 - ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
 - イ 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
 - ウ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合
 - ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
 - イ 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
 - ウ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(3) 検定手数料

14,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、委任状（受検者本人が署名したものに限り。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年3月4日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

北九州都市計画道路事業3・3・19号4号線及び3・4・179号砂津長浜線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
北九州市小倉北区砂津三丁目	417番6	宅地	118.32（114.47）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積102.56平方メートル
	417番7	宅地	20.72（20.72）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積20.72平方メートル
	417番9	宅地	63.26（62.57）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積63.26平方メートル
	423番2	宅地	157.33（150.04）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積157.33平方メートル
	423番4	宅地	71.33（71.33）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積71.33平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土

地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

(1) 北九州市小倉北区砂津三丁目417番6及び417番9の土地所有者

東京商事株式会社（登記簿閉鎖前商号）

北九州市小倉北区鍛冶町二丁目2番18号

代表者 代表清算人 川本源司郎

東京都中央区銀座六丁目7番13号

（上記の会社は、平成20年4月30日株主総会の決議により解散及び同年7月3日清算終了）

(2) 北九州市小倉北区砂津三丁目417番7、423番2及び423番4の土地所有者

川本源司郎

東京都中央区銀座六丁目7番13号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

北九州市小倉北区砂津三丁目417番7、423番2及び423番4の土地に関して権利を

有する関係人

東京商事株式会社（登記簿閉鎖前商号）

北九州市小倉北区鍛冶町二丁目2番18号

代表者 代表清算人 川本源司郎

東京都中央区銀座六丁目7番13号

（上記の会社は、平成20年4月30日株主総会の決議により解散及び同年7月3日清算終了）

土地使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年2月18日

福岡県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年3月4日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

北九州市計画道路事業3・3・175号城内大手町線、3・3・24号浅野町愛宕線、
3・4・98号三萩野田町線及び7・7・11号都市高速道路1号線付属街路3号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
北九州市小倉北区大手町	23番5	宅地	520.57 (512.64) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積156.52平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調査に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

東京商事株式会社 (登記簿閉鎖前商号)

北九州市小倉北区鍛冶町二丁目2番18号

代表者 代表清算人 川本源司郎

東京都中央区銀座六丁目7番13号

(上記の会社は、平成20年4月30日株主総会の決議により解散及び同年7月3日清算終了)

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年2月18日

福岡県収用委員会告示第11号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年3月4日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

小郡都市計画道路事業3・4・6号本郷基山線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
福岡県小郡市三沢字永田町	3064番1	畑	578.36 (542) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積578.36平方メートル
	3064番2	畑	9.91 (9.91) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積9.91平方メートル
	3065番1	田	436.20 (403) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積436.20平方メートル
	3067番1	田	207.91 (201) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積2.75平方メートル
福岡県小郡市三沢字宮ノ前	2319番	田	902.56 (862) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積379.28平方メートル
	2352番1	畑	1,519.97 (1,573) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積671.76平方メートル
	2352番3	畑	353.22 (171) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積353.22平方メートル
	2352番5	田	167.50 (329) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積163.54平方メートル

2352番 7	田	81.19 (76) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積81.19平方メートル
2353番 2	田	251.03 (102) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積141.29平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

小野主基雄

福岡県小郡市三沢3883番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

小野泰壽

福岡県小郡市三沢3883番地

耕作権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年2月18日

福岡県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年3月4日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

小郡都市計画道路事業3・4・6号本郷基山線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
福岡県小郡市三沢字永田町	3066番	用悪水路	84.53 (92) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積82.10平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

土地登記記録表題部所有者欄記載小野忠平の相続人

小野主基雄（持分14分の2）

福岡県小郡市三沢3883番地

大城悦子（持分14分の2）

福岡県小郡市松崎535番地2

田中宏子（持分14分の2）

福岡県小郡市小郡1395番地4

小野知子（持分14分の1）

熊本県熊本市神水本町13番7号

前田睦子（持分14分の1）

香川県善通寺市生野町2119番地5 自衛隊生野宿舍1-101

松江久美子（持分14分の1）

熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘一丁目6番16号

黒田菜央美（持分14分の1）

福岡県柳川市東蒲池103番地7

大淵サナエ（持分14分の2）

福岡県久留米市城南町10番地6 ランドゥール城南の杜108号

小野哲生（持分14分の2）

福岡県大牟田市大字新町122番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年 2 月18日

福岡県収用委員会告示第13号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年 3 月 4 日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

宗像都市計画道路事業 3・5・20号光岡東郷線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
福岡県宗像市東郷字古ノ崎	170番 1	田	3,559.06 (3,549) 平方メートルのうち、 収用しようとする土地の面積856.66平方 メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第 1 項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

朴貞黙

福岡県宗像市東郷538番地 1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年 2 月18日